

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	村田町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.murata.miyagi.jp/cyosei/seisaku/mynumber/index.html

執行機関名 村田町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年村田町条例第11号)による母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		村田町個人番号の利用に関する条例(平成27年村田町条例第31号)別表第1第3の項 村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年村田町条例第11号)による母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年村田町条例第11号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等の及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		村田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成16年村田町条例第11号)